

平成19年7月19日



各 位

会社名 関東自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 安田 善次
(コード番号: 7223 東証・名証 第1部)
お問合せ先 総務・渉外部長 吉田 量年
(TEL 055-996-2170)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において、平成19年6月19日開催の当社株主総会の委任を受け、次の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

当社取締役会は、会社法第236条、第238条および、第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員、ならびに連結子会社取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日である平成19年8月1日に決定する予定です。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の中長期経営計画「Active10」実施に伴い、取締役、執行役員及び幹部従業員ならびに連結子会社取締役の業績に対する意欲や士気を一層高めるため、次の要領により、ストックオプションとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 467,000株 とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

3. 新株予約権の総数

4,670個 とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

割当対象者	1人当たり割当個数	人数	割当新株予約権数
当社取締役及び執行役員	100～200個	18人	2,350個
当社幹部従業員	10～20個	134人	1,710個
当社連結子会社の取締役	20～30個	26人	610個
計		178人	4,670個

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない（無償）こととする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日（取引が成立しない日を除く）の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行1株当たり（処分）株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の割当日

平成19年8月1日

8. 新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という）

平成21年8月1日から平成24年7月31日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、執行役員及び従業員ならびに、連結子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、下表に定める条件及び期間に限り、退任・退職後の権利行使を認めるものとする。

退任・退職時期	権利行使期間
平成19年8月1日～平成20年7月31日	平成21年8月1日から6ヶ月間
平成20年8月1日～平成21年7月31日	平成21年8月1日から1年間
平成21年8月1日～平成24年7月31日	退任・退職後2年間 (ただし、権利行使期間内)

10. 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

株予約権の割当てを受けた者が、前項7に定める事由により新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以上